

付帯メニュー定義書

【都市ガス普及割】

館林ガス株式会社  
2026年4月1日実施

付帯メニュー定義書【都市ガス普及割】(以下「都市ガス普及割の定義書」といいます。)  
都市ガス普及割の定義書は、都市ガスの普及を目的として、当社の料金等定義書にもとづき算定されるガス料金に関する取扱いを定めたものです。

## 1. 実施期日

本定義書は、令和8年4月1日より実施します。

## 2. 用語の定義

この都市ガス普及割の定義書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「新築」とは、新たに建物を建築することをいいます。
- (2) 「他燃料切替」とは、オール電化またはプロパンガス、灯油等を熱源とし、当社の供給する都市ガスを使用していないお客さまが、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (3) 「給湯機器」とは、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4) 「給湯機器切替」とは、当社の供給する都市ガスを使用しているお客さまであって、電気またはプロパンガス、灯油等を熱源とする給湯機器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (5) 「付帯メニュー」とは、主契約に付帯して適用する料金上の取扱いをいいます。
- (6) 「主契約」とは、この付帯メニューの対象となるガス使用契約で、当社が定める次の料金等定義書が適用されるものをいいます。
  - ① 料金等定義書(一般料金)
  - ② 料金等定義書(ガス温水床暖房料金)
  - ③ 料金等定義書(つつじプラン1料金)
- (7) 「約款等」とは、ガス小売供給約款およびこの付帯メニューの前提となる料金等定義書をいいます。
- (8) 約款等に定義される用語は、都市ガス普及割の定義書においても同様の意味で使用します。

## 3. 適用条件

当社は、次の条件(1)および(2)のすべてを満たすお客さまのうち、お客さまが希望する割引種別の適用条件((3)、(4)または(5)のいずれか)を満たした場合に、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときは、都市ガス普及割を適用します。ただし、当社が別に認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 主契約の適用を受けること。
- (2) 原則として、建物の所有者と主契約の名義人が同一であること。
- (3) 新築割の場合

次に掲げる①から④までのすべてに該当すること。

- ① 新たにガスを使用開始する建物が新築であること。

② 新築した建物の完成日等が12か月以内であること。この場合、完成日等が判別できる書類を確認させていただくことについて承諾していただけること。

③ 令和4年4月11日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

④ 主契約にもとづく料金について、開栓日から6か月以内に口座振替手続きが完了すること。

#### (4) 他燃料切替割の場合

次に掲げる①から④までのすべてに該当すること。

① 他燃料切替により、新たにガスを使用開始するお客さまであること。ただし、同一需要場所において、過去に都市ガス普及割の定義書で定める新築割、他燃料切替割または給湯機器切替割の適用を受けたことがないこと。

② 他燃料切替をした建物の工事完了日が12か月以内であること。

③ 令和4年4月11日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

④ 主契約にもとづく料金について、開栓日から6か月以内に口座振替手続きが完了すること。

#### (5) 給湯機器切替割の場合

次に掲げる①から⑤までのすべてに該当すること。

① 給湯機器切替をした建物の工事完了日が12か月以内であること。

② 給湯ガス消費量が28kW以上の機器であること。

③ 同一需要場所において、過去に都市ガス普及割の定義書で定める新築割、他燃料切替割または給湯機器切替割の適用を受けたことがないこと。

④ 令和4年4月11日以降に給湯機器切替を行った建物であること。

⑤ 主契約にもとづく料金について、給湯機器切替に係る工事完了日から6か月以内に口座振替手続きが完了すること。

## 4. 割引内容

当社は、3(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となるガス料金(主契約に係る料金等定義書にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額をいいます。)から20パーセントを割り引きます。この場合、割引額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。以後、割引後の金額をガス料金と読み替えます。

## 5. 日割計算時の料金

当社の料金等定義書にもとづきガス料金を日割により計算する場合には、主契約に係る料金等定義書にもとづき算定した料金に対し、4(割引内容)を適用します。

## 6. 適用期間

(1) 都市ガス普及割の適用開始日は、原則として、当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以後に到来する最初のガスの検針日とします。

(2) 都市ガス普及割の適用期間は、(1)に定める適用開始日から60か月とします。

なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

## 7. 適用廃止

当社は、お客さまが3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、都市ガス普及割の適用を廃止します。この場合の適用廃止日は、適用条件を満たさなくなった日以後に到来する最初のガスの検針日とします。

## 8. 定義書の変更および廃止

(1) 当社は、都市ガス普及割の定義書を変更することがあります。この場合、変更後の内容およびその効力発生時期は、当社ホームページその他当社が適当と認める方法により周知します。

(2) 当社は、都市ガス普及割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページその他当社が適当と認める方法により周知します。

(3) 都市ガス普及割の定義書の変更または廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、約款等に定めるところに準じます。